

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
（公印省略）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等について

標記については、令和元年6月24日付公務員課長通知（別添1）のとおり「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第37号。以下「一括整備法」という。）が令和元年6月14日に公布され、同法による改正地方公務員法の施行日（同年12月14日）以後は、競争試験等に係る成年被後見人等からの申込の受付を行わないことがないよう留意することとされておりますが、今般、厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室から、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に関する周知と対応を依頼する事務連絡（別添2）が令和3年3月1日付けで発出され、その中で「国や地方公共団体等の職員の採用募集において試験を受けることができない者として成年被後見人等を誤って掲げる等の事例」が見受けられることが指摘されております。

つきましては、各地方公共団体におかれましては、改めて、一括整備法の趣旨に沿った対応がなされているか確認した上で、必要な対応を行っていただきますようお願いいたします。また、今後の職員募集（特に、いわゆる原課限りで実施される会計年度任用職員の採用等）における募集案内や自己申告書等において、地方公務員の欠格条項の要件に成年被後見人等を含めるといった誤った表記をしないよう、ご留意ください。

各地方公共団体におかれましては、他の任命権者や各部局等に対しても、本通知の内容を広く周知いただき、徹底されるようお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してこの旨周知いただきますようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村等に対しても、本件について情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

連絡先

総務省自治行政局公務員部公務員課

公務員第二係 星野・立石（欠格条項に関すること）

電話 03-5253-5543（直通）

公務員第四係 川崎・西野・宮川（採用試験に関すること）

電話 03-5253-5544（直通）

総行公第 33 号
令和元年 6 月 24 日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各都道府県人事委員会事務局長
各政令指定都市総務局長
(人事担当課扱い)
各政令指定都市人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
(公印省略)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正につ
いて (通知)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の
整備に関する法律 (令和元年法律第 37 号。以下「一括整備法」という。) が、
令和元年 6 月 14 日に公布され、同法の中で地方公務員法 (昭和 25 年法律第 2
61 号) の一部が改正されました。

この一括整備法は、成年後見制度の利用の促進に関する法律 (平成 28 年法律
第 29 号) に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人 (以下「成年被後見
人等」という。) の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に
差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る
措置の適正化等を図るものです。

貴職におかれては、一括整備法の趣旨に則り、下記事項に留意の上、その施行
に遺漏のないよう格別の御配慮をお願いいたします。

おって、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますよう
お願いします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、
各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていることを申し添えま
す。

なお、本通知は、地方公務員法第 59 条 (技術的助言)、地方自治法第 245
条の 4 (技術的な助言) に基づくものです。

記

第1 地方公務員法の一部改正（一括整備法第44条関係）

- (1) 成年被後見人等は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができないとする規定を削除すること（一括整備法による改正後の地方公務員法（以下「改正地公法」という。）第16条関係）。
- (2) 職員は、成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定を削除すること（改正地公法第28条第4項関係）。
- (3) その他所要の規定を整備すること。

第2 施行期日

公布の日から起算して6月を経過した日（令和元年12月14日）（一括整備法附則第1条第2号関係）。

第3 その他

成年被後見人等に係る競争試験及び選考の取扱いについて、競争試験又は選考の実施時点が、一括整備法の施行期日以降である場合は、競争試験等に係る成年被後見人等からの申込の受付を行わないことがないよう留意すること。

事務連絡
令和3年3月1日

都道府県成年後見制度利用促進担当部局 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に関する周知と対応について（依頼）

成年後見制度の利用促進につきましては、平素から御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置（以下「欠格条項」という。）については、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第11条第2号や成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づいて見直しが進められ、令和元年12月14日までに「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第37号。以下「一括整備法」という。）等が、本日「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）等が施行されたことにより、関係する法律及びこれらの下位法令が全て施行されたこととなります。

一括整備法の公布の際に内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長から発出された通知（令和元年6月24日付け府成見第2号。以下「内閣府通知」という。）のⅡでは、「各地方公共団体の条例、規則等において定められている成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、こうした政府の方針を踏まえ、速やかに見直しに向けた対応をお願い」しており、各都道府県において適切に対応していただいていると承知していますが、国や地方公共団体等の職員の採用募集において試験を受けることができない者として成年被後見人等を誤って掲げる等の事例も見受けられます。

今般、欠格条項の適正化等に関する法律及びこれらの下位法令が全て施行されたことを踏まえ、改めて内閣府通知を送付します。条例、規則、採用募集等について、一括整備法の趣旨に沿っているかを確認した上で、必要に応じて適切な対応を行うことをお願いいたします。併せて、管下の市区町村及び関係機関に対しても、本事務連絡の内容を広く周知した上で、必要な対応を求めようお願いいたします。

各都道府県においては、一括整備法等の趣旨を踏まえ、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、引き続き、適切な対応をお願いいたします。